鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県規則第39号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

(事務の範囲)

第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事 第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事 務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 部又は機関のうち集中業務課、東部総合事務 所、中部総合事務所、西部総合事務所、八頭総合 事務所及び日野総合事務所が集中管理する自動車 の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動 車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づ く保険料並びに当該自動車を運転して出張する運 転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに集 中業務課において賃貸借契約を締結した自動車を 保管する地方機関の賃借料、燃料費及び維持管理 経費の支払に関する事務

(3)~(9) 略

(10) 知事部局の本庁各課(課に相当するものを含 み、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部 衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費 生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水 産部農林総合研究所を除く。)、会計局、庶務集 中局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等 (課に相当するものを含み、鳥取県教育センタ 一、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を除 く。)、人事委員会事務局、監査委員事務局及び 労働委員会事務局(以下この号において「本庁各 課等」という。)において鳥取県会計規則第38条 の2第3項の規定により支出負担行為兼支出仕訳 書により支払うことができる経費の支払並びに庶

(事務の範囲)

務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 部又は機関のうち指導管理課、東部総合事務 所、中部総合事務所、西部総合事務所、八頭総合 事務所及び日野総合事務所が集中管理する自動車 の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動 車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づ く保険料並びに当該自動車を運転して出張する運 転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに指 導管理課において賃貸借契約を締結した自動車を 保管する地方機関の賃借料、燃料費及び維持管理 経費の支払に関する事務

(3)~(9) 略

(10) 知事部局の本庁各課(課に相当するものを含 み、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部 衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、 農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研 究所を除く。)、出納局、議会事務局、教育委員 会事務局の各課等(課に相当するものを含み、鳥 取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博 物館及び鳥取県スポーツセンターを除く。)、人 事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会 事務局(以下この号において「本庁各課等」とい う。)において鳥取県会計規則第38条の2第3項 の規定により支出負担行為兼支出仕訳書により支 払うことができる経費の支払並びに庶務集中局長 務集中局長が本庁各課等に常時購入を委嘱することとした物品の購入及び支払に係る事務

が本庁各課等に常時購入を委嘱することとした物 品の購入及び支払に係る事務

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則第2条の規定は、平成21年度分の予算から適用する。